

拝啓 社長殿

 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>



(諏訪湖畔のあじさい 撮影：朝倉勇吉氏)

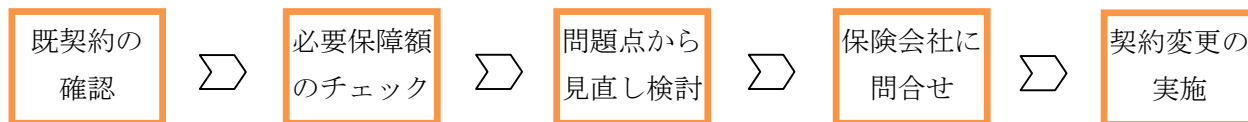
今回のテーマ

生命保険情報 第2号
基礎知識その1 (個人向け経営者向け生命保険の違い)

AFP 前 嶋 真 理

個人向けの生命保険と経営者向けの生命保険では、保険の規模、仕組み、必要保障額、税制面などに大きな違いがありますが、今回は、保険の加入や見直し時に重要となる必要保障額という点から両者の違いについて確認したいと思います。

<保険の見直し手順>



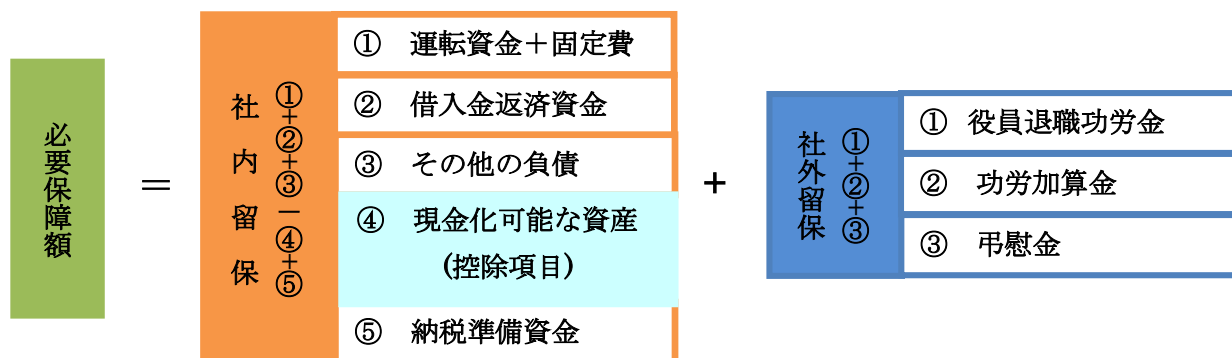
【個人向けの生命保険】

個人向け生命保険の必要な保障金額は、家族構成・現在の収入・資産状況・子供の年齢などによって異なります。一般的に参考にされるのは、いざという時に必要な遺族の生活費や別途必要資金の総額から、遺族年金・死亡退職金・預貯金などの予想できる収入を差し引き、その不足分を必要保障額とする考え方です。

支 出		収 入	
別途必要資金 教育資金、住居費用 結婚資金(親の援助額) 葬儀費用、予備費等		不足分=必要保障額	
末子独立後の配偶者の生活費 現在の年間生活費×50% ×末子独立時の 配偶者の平均余命		生命保険 世帯主の既加入分	
末子独立までの遺族の生活費 現在の年間生活費×70% ×(末子の独立年齢 －末子の現在の年齢)		その他収入 遺族の勤労収入等	
		資産 預貯金、売却可能資産等	
		企業保障 死亡退職金、弔慰金等	
		社会保障 遺族年金等	

【経営者向けの生命保険】

経営者向けの生命保険は、企業の資産、規模、後継者の有無など、いろいろな条件によって保障額が変わってきますが、一般的に個人向けの保険よりも必要保障額は大きくなります。



今回のテーマ

税制改正情報 第3号
地震保険料控除の創設

大久保 久美子

近年、地震による災害が増加していることを背景に、地震への備えに対する国民の自助努力を支援し、地震保険への加入を促進するため、「地震保険料控除」が創設されました。今回は、平成19年度分の所得税から適用される地震保険料控除についてみてみましょう。

1. 改正前の「損害保険料控除」

平成18年度分までの所得税に適用されていた「損害保険料控除」では、以下に掲げる損害保険契約等に係る保険料又は掛金を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができました。

- (1) 納税者や納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険の目的とする損害保険契約等であること。
- (2) (1)に掲げる者が身体に傷害を受けたことに基因して、若しくは(1)に掲げる者が疾病又は傷害により入院して医療費を支払ったことに基因して保険金等が支払われる損害保険契約等であること。

支払った保険料の区分	支払った保険料の合計金額	控除額
①短期損害保険料	2,000 円以下	支払った保険料の全額
	2,000 円超 4,000 円以下	支払った保険料の全額×1/2 +1,000 円
	4,000 円超	3,000 円
②長期損害保険料	10,000 円以下	支払った保険料の全額
	10,000 円超 20,000 円以下	支払った保険料の全額×1/2 +5,000 円
	20,000 円超	15,000 円
③上記①・②の両方がある場合		①及び②により計算した金額の合計額 (ただし、15,000 円が上限)

2. 改正の概要

これまでの「損害保険料控除」が改組され、新しく「地震保険料控除」となり、平成19年度分以後の所得税から適用されることになりました。これにより、納税者が地震保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

3. 「地震保険料控除」の対象となる損害保険契約等

地震保険料控除の対象となる保険契約等は、次の条件を満たす契約です。

- (1) 納税者や納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険の目的とする損害保険契約等であること。

(2) 地震、噴火又は津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害の額をてん補する保険金や共済金が支払われる損害保険契約等であること。

4. 長期損害保険契約等に係る損害保険料控除の経過措置

平成19年度分の所得税より、損害保険料控除は廃止されましたが、一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、従来通り、最高1万5千円の所得控除が認められます。控除対象となる長期損害保険契約等とは、以下の要件を満たすものとされています。

- (1) 平成18年12月31日までに締結したもの（保険期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く）
- (2) 満期返戻金を支払う旨の特約があるもので、保険期間が10年以上のもの
- (3) 平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないもの

支払った保険料の区分	支払った保険料の合計金額	控除額
①地震保険料	50,000 円以下	支払った保険料の全額
	50,000 円超	50,000 円
②長期損害保険料	10,000 円以下	支払った保険料の全額
	10,000 円超 20,000 円以下	支払った保険料の全額×1/2 +5,000 円
	20,000 円超	15,000 円
③上記①・②の両方がある場合		①及び②により計算した金額の合計額 (ただし、50,000 円が上限)

セミナー情報

お客様限定

生命保険無料診断

お申込期間 平成19年6月6日(水)から7月31日(火)まで お早めに!

「最近問題となっている保険の不払い問題。

私は同じ境遇になりたくないわ」

「自分のライフスタイルに合った保険に

入っているのか疑問」

「年金はあてにならない。今入っている保険で

将来の夫婦の生活は大丈夫？」

.....

無料相談日

6/15(金)	時間帯は各日①09:30～11:30
6/25(月)	②13:00～15:00
7/03(火)	③15:30～17:30
7/12(木)	(場所：当事務所 会議室にて)
7/23(月)	あらかじめお電話または
8/03(金)	メールにてご予約ください

このような悩みをお持ちの方は、とにかく現状把握が必要です

今回のテーマ	税制改正情報 第4号 役員給与の取扱い	税理士 朝倉 令子
--------	------------------------	-----------

平成18年度税制改正では、役員給与の法人税法上の取扱いが大幅に改められ、それまで、一定の要件を満たさない給与が損金不算入とされていた取り扱いが、一定の要件を満たす給与以外のものは損金不算入とされ、非常に厳しい取り扱いとなりました。

そこで今回は、役員給与の損金不算入制度のポイントを改めて整理して見ることにしました。

I. 改正の概要

これまでは、役員給与を定期か臨時かにより区分し、定期給与については「報酬」、それ以外のものについては「賞与」と取扱われてきました。

平成18年4月からは、「報酬」と「賞与」との区分をなくし、すべて「給与」として一定のものを除き原則として損金不算入とされました。

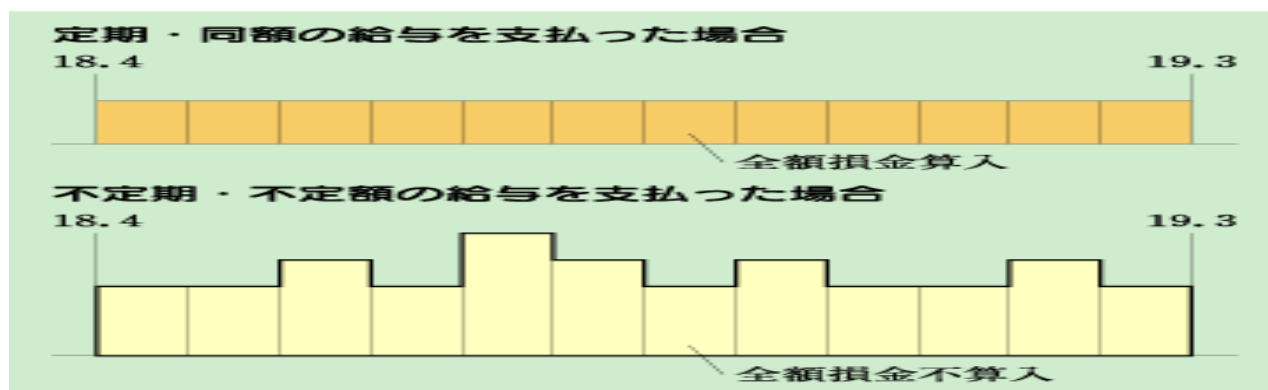
つまり、役員給与のうち損金に算入される給与は、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与等という3つに限定されました。

そこで、損金算入が認められる「定期同額給与」について、具体的に見てみましょう。

II. 定期同額給与の例示

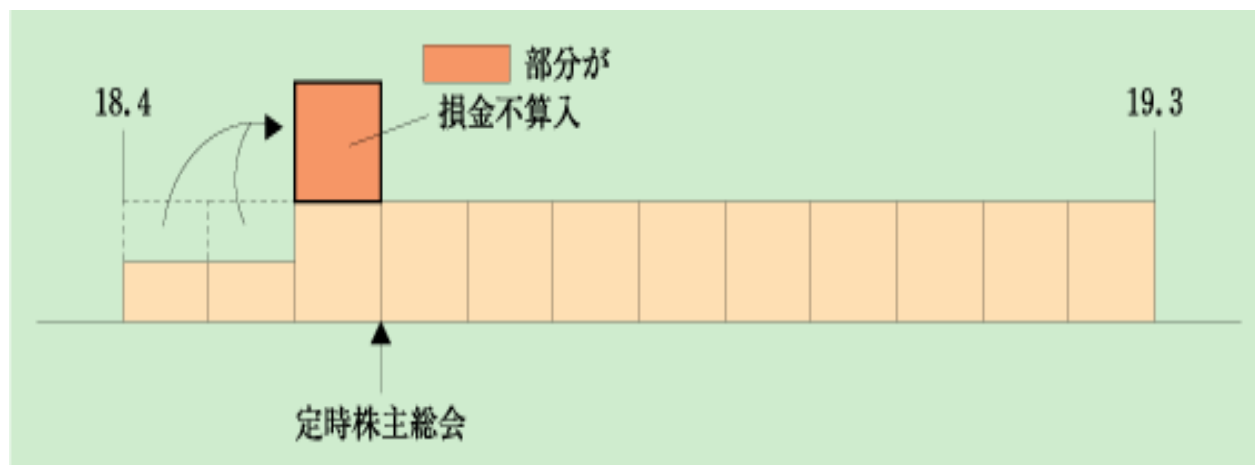
●定期同額給与の基本

役員に対して支給する定期給与のうち、支給時期が1ヶ月以下の一定の期間ごとであり、支給金額が「同額」であるものが、定期同額給与に該当します。



●期首に遡及して増額改定を行った場合は？

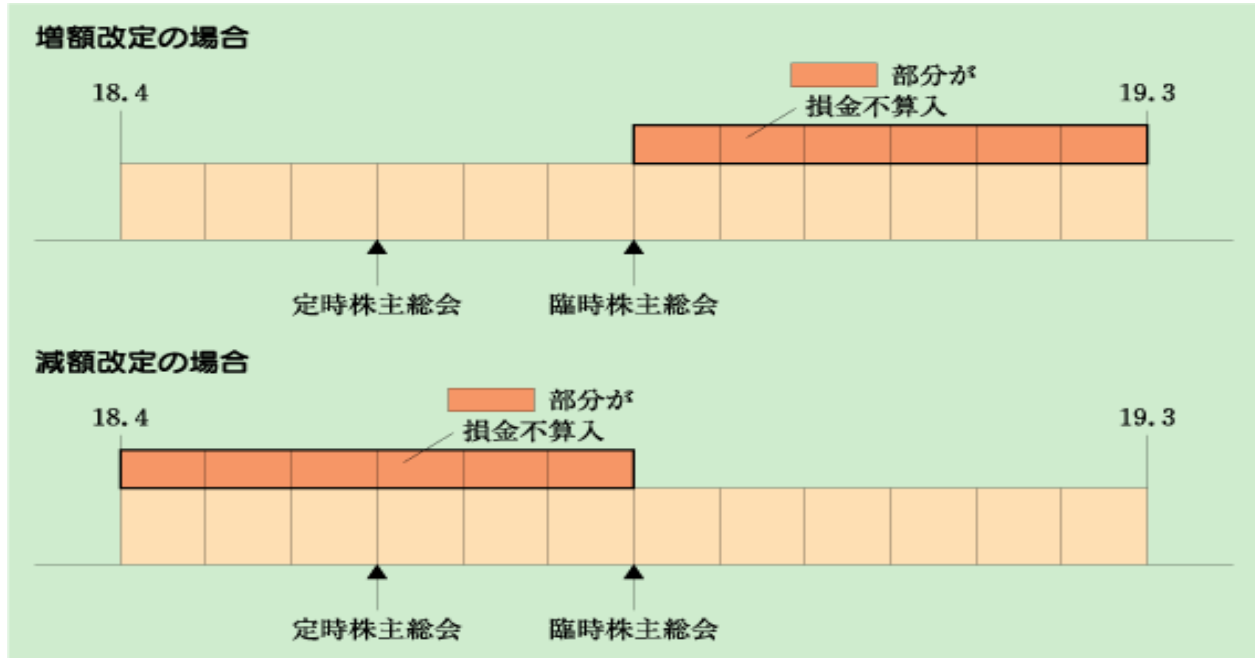
期中に開催される株主総会で、期首に遡及して増額改定することを決議した後、遡及部分を一括して支給した場合には上乗せ部分は損金算入ができないので注意が必要です。



【平成 18 年 7 月 1 日以後に給与改定を行った場合の取扱い】

●原則

会計期間開始日から 3 ヶ月を経過した日以後に増額改定が行われた場合、改定後の各支給時期における支給額が同額である場合、「上乗せ部分のみ損金不算入」となります。また、減額改定の場合は、改定後の各支給時期における支給額が同額である場合、「減額改定後の定期給与を超える部分のみ損金不算入」となります。

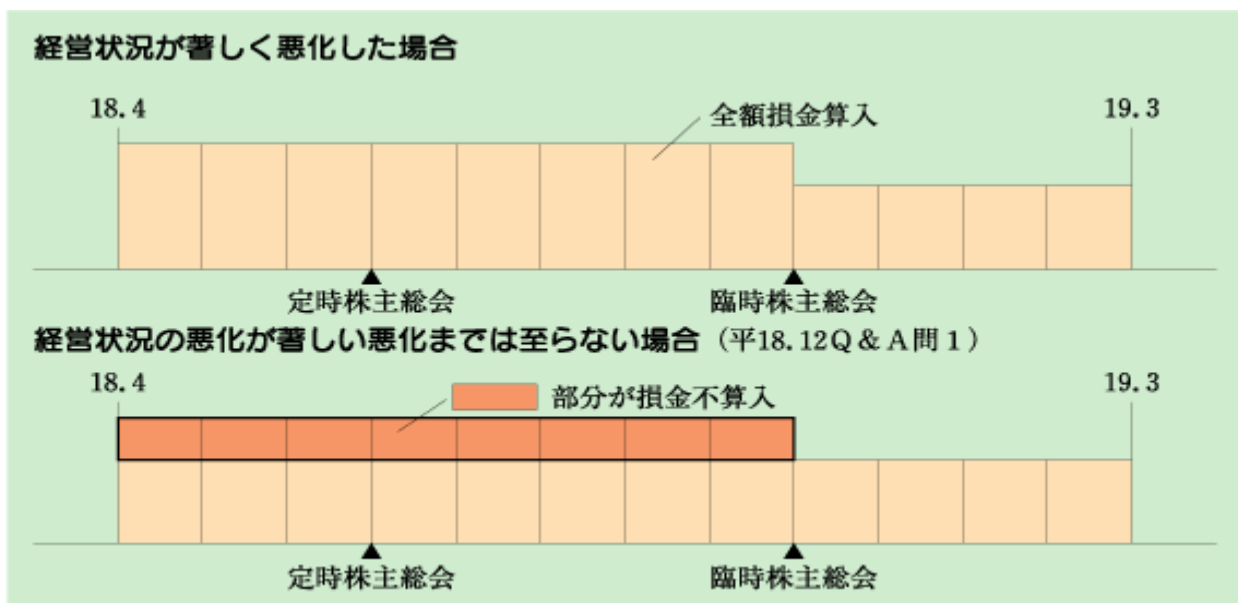


●経営状況悪化により減額改定を行った場合は？

法人の経営状況が著しく悪化したこと、またこれに類する理由によりやむを得ず期中に減額改定が行われた場合は、改定時期が会計期間 3 月経過日以後であっても「全額損金算入」が認められます。

☆経営状況の著しい悪化とは？

やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があること。法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標に達しなかったことなどはこれに含まれませんので、注意が必要です。

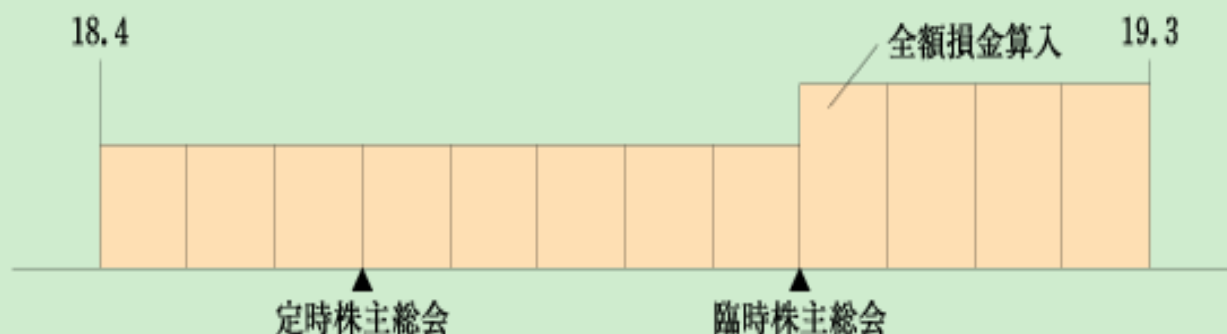


●分掌変更により増額・減額改定を行った場合は？

代表者の急逝などやむを得ない事情により臨時に分掌変更が行われた場合で、一定の要件を満たすものは、会計期間3月経過日以後に改定をした場合であっても「全額損金算入」が認められます。

チェック項目	① やむを得ない事情により臨時に分掌変更が行われたものである ② 役員の職務内容や地位が激変している ③ 実質的に新たに役員に就任したと同様の状況にあると認められる
--------	--

やむを得ない事情等により分掌変更が行われた場合

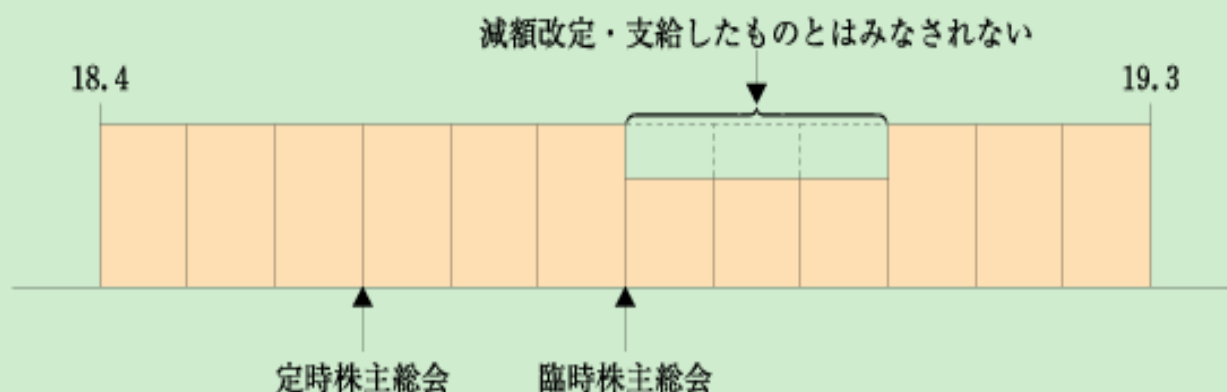


●不祥事により一定期間、役員給与を減額した場合は？

企業秩序を乱した役員の責任を問うために、やむを得ず定期給与の一時的な減額処分が行われた場合は、会計期間3月経過日以後に行われたものであっても「全額損金算入」が認められます。

チェック項目	① 企業秩序を維持して円滑な企業運営を図るため、あるいは法人の社会的評価への悪影響を避けるためにやむを得ず行われたもの ② 処分の内容が社会通念上相当のものであると認められる
--------	--

企業秩序を維持する等の理由によりやむを得ず処分が行われた場合



次号の予告

- ①基礎知識その1（法人向け個人向け生命保険の違い）、不払問題
- ②地震保険料控除の創設
- ③税法上の役員給与の取り扱い

（※尚、テーマについては変更になる場合もございますので、
ご了承下さい。）

ar 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

